

# ○横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程

制 定 令和3年3月31日交通局達第1号  
最近改正 令和7年1月14日交通局達第1号

横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程（令和元年12月交通局達8号）の全部を改正する。

横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程

（適用）

第1条 この規程は、横浜市高速鉄道運転取扱実施基準（平成14年3月29日交通局達第7号）第122条第1項の規定に基づき、総合司令所が運行管理する区間の線路閉鎖について、具体的な手続きを定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号による。

- (1) 「線路閉鎖工事」とは、線路閉鎖を必要とする工事又は作業をいう。
- (2) 「大型保守用機械等」とは、レールから容易に取り外すことができない保守用車両をいう。
- (3) 「区長等」とは、区長又は保守管理所に所属する係長をいう。
- (4) 「線路閉鎖区間」とは、線路閉鎖工事の施行区間に列車を進入させないため、必要な箇所の停止信号を現示し、かつ、き電停止した区間をいう。
- (5) 「保守作業施行間合」とは、施設の点検・補修等のために、列車の運行を止め、き電を停止する時間帯をいい、終列車後のき電停止から初列車前のき電開始の20分前までの間とする。
- (6) 「線閉登録システム」とは、保守作業施行間合に実施する線路閉鎖工事等の管理を行うシステム又はその出力されたデータをいう。

（線路閉鎖工事の種類）

第3条 次の各号に掲げる工事又は作業を行う場合は、線路を閉鎖して行わなければならない。

- (1) レール及び分岐器の交換
- (2) 連続したマクラギ、継目及び締結装置の交換及び解体
- (3) 電線路、電車線路、インピーダンスボンド及び転てつ機の交換及び改修のうち、電気区長が指定するもの
- (4) 大型保守用機械等の本線上での使用
- (5) 可動式横取り装置の横取り材の転換又は可搬式横取りレールを取扱う作業及び点検
- (6) 防水扉を閉扉する作業及び閉扉する点検
- (7) 軌道内に足場等を設置（脚立等の軽微なものを除く）して行う工事及び作業
- (8) その他施設区長、電気区長、設備区長及び係長が指定した工事及び作業

(線路閉鎖工事施行者)

第4条 線路閉鎖工事施行者は、保守管理所長、電気課長、建築課長及び施設課長とする。

(線路閉鎖工事施行者の任務)

第5条 線路閉鎖工事施行者は、線路閉鎖工事を行う場合は、総合司令所長の承認を受けなければならない。

2 線路閉鎖工事施行者は、線路閉鎖工事責任者（以下「線閉工事責任者」という。）の任命に関して次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 線閉工事責任者の要件を定める。
- (2) 線閉工事責任者の要件を備えるための講習を実施する。
- (3) 線閉工事責任者の要件を満たした者の名簿を作成し保管する。

(線路閉鎖工事の手続)

第6条 線路閉鎖工事施行者は、線路閉鎖工事の承認を受けるため、線路閉鎖申込書兼通知書（第1号様式）に次の各号に掲げる事項を記入し、作業日の7日前までに総合司令所長に提出しなければならない。

- (1) 線路閉鎖工事施行者
- (2) 線路閉鎖工事の実施日
- (3) 線路閉鎖用件
- (4) 線路閉鎖工事を実施する間合
- (5) 作業件名
- (6) 作業区間及び保守用車両（トロ）運行区間

2 線路閉鎖工事施行者は、線路閉鎖を総合司令所長に申し込むにあたり、必要により関係する他の線路閉鎖工事施行者、区長等、助役、助役補、係長及び係長が指名する者と線路閉鎖工事の内容及び範囲等について、事前に調整をしなければならない。

(保守作業施行間合に行う線路閉鎖工事)

第7条 保守作業施行間合に行う線路閉鎖工事は、第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号の手続きにより行うことができる。

- (1) 線路閉鎖工事施行者は、総合司令所長に作業日の7日前までに線路閉鎖（保守作業施行間合）申込書兼通知書（第2号様式）により線路閉鎖を申請し、事前に承認を受ける。ただし、当該線路閉鎖工事の範囲において、すでに他の線路閉鎖工事施行者が線路閉鎖の承認を受けている場合は、これを省略することができる。
- (2) 線閉登録システムに次に掲げる事項を登録する。
  - ア 線路閉鎖工事番号及び工事件名
  - イ 線閉工事責任者及び連絡先
  - ウ 線路閉鎖工事区間、保守用車両等の走行区間及びトロ使用区間

(緊急時の申込み)

第8条 事故等のため、緊急に線路閉鎖工事を行う場合は、第6条、第7条の規定にかかわらず、保守管理所長、区長等又は助役は、電話又は書面で、総合司令所長へ線路の閉鎖を申込みこと及び総合司令所長からの承認を受けることができる。この際の申込みには、次の各号について総合司令所長に伝えるものとする。

- (1) 線路閉鎖工事施行者
- (2) 線路閉鎖工事の実施日
- (3) 線路閉鎖用件
- (4) 線路閉鎖工事を実施する間合
- (5) 作業件名
- (6) 作業区間及び保守用車両（トロ）運行区間

2 前項の申込みを電話で行った場合、保守管理所長は、事後に前項の各号について書面で提出しなければならない。

(線閉工事責任者)

第9条 線路閉鎖工事には、線閉工事責任者を置かなければならない。なお、1件の線路閉鎖工事を複数の箇所で行う場合は、それぞれの場所で線路閉鎖手続を行い、それぞれの場所に線閉工事責任者を置かなければならない。

2 区長等、係長及び助役は、第5条第2項第3号の名簿から線閉工事責任者を指名しなければならない。

3 線閉工事責任者は、原則として作業責任者が兼任する。やむを得ず兼任できない場合には、相互の責任及び役割を明確にしなければならない。

(線閉工事責任者の取扱い)

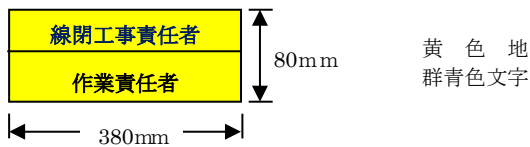
第10条 線閉工事責任者は、次の各号による取扱いをしなければならない。

- (1) 総合司令所長から線路閉鎖工事着手許可の連絡を受けるまで、線路閉鎖工事に着手してはならない。
- (2) 線路閉鎖工事を終了したときは、列車が安全に走行できることを十分に確認の上、速やかに総合司令所長にその旨を報告しなければならない。
- (3) 前各号の連絡を行った際は、直ちに跡確認チェックシート（自主管理作業においては点検チェックシート（現場安全二重チェック））にその連絡相手及び時刻を記録しなければならない。

(線閉工事責任者の腕章及び携行品)

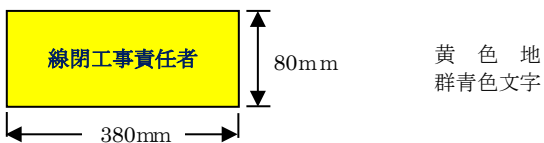
第11条 線閉工事責任者は、次の規格の腕章を着用しなければならない。

- (1) 作業責任者が線閉工事責任者を兼任する場合



自主管理作業の場合は、作業責任者を自主管理作業責任者に置き換える。

- (2) 作業責任者が線閉工事責任者を兼任しない場合



- 2 線閉工事責任者は、次の各号に掲げるものを携行しなければならない。ただし、保守作業施行間合に行う線路閉鎖工事の場合は、第5号及び第6号を省略することができる。

- (1) 自営PHS等
- (2) 時計
- (3) 合図灯又はそれに代わるもの
- (4) 跡確認チェックシート（自主管理作業においては点検チェックシート（現場安全二重チェック））
- (5) 列車運行図表
- (6) 信号炎管
- (7) その他必要なもの

（総合司令所長の取扱い）

第12条 総合司令所長は、次の各号の取扱いをしなければならない。

- (1) 事故等のため緊急に線路閉鎖工事を行う場合を除き、特別な理由がない限り、保守作業施行間合以外での営業運行を阻害して行う線路閉鎖工事を承認してはならない。
- (2) 線路閉鎖の申込みに承認を与えたときは、承認済の線路閉鎖申込書兼通知書の写しを線路閉鎖工事施行者に送付しなければならない。
- (3) 線路閉鎖区間に列車及び車両を進入させない処置を完了した後でなければ、線路閉鎖工事着手を許可してはならない。
- (4) 線路閉鎖工事着手の許可を与えたとき及び線路閉鎖工事の終了報告を受けたときは、必要事項を線路閉鎖申込書兼通知書（保守作業施行間合に行う線路閉鎖工事にあつては線閉登録システム）に記録しなければならない。
- (5) 線路閉鎖工事が終了した旨の報告を受けた後でなければ、線路閉鎖を解除してはならない。

- 2 前項第3号における列車を進入させない処置とは次の各号に掲げる処置をいう。

- (1) 次に掲げる進路の信号を停止信号にする。ただし、工事に必要な進路確認等を進行信号が現示されても列車が進行できない状態で行う場合を除く。
  - ア 線路閉鎖区間外から線路閉鎖区間内に進入する全ての進路
  - イ 線路閉鎖区間内に在線する留置列車に対する全ての進路

(2) 運行表示盤の見やすい箇所に次の内容を表示する。

- ア 日時
- イ 線路閉鎖区間
- ウ 線路閉鎖中であること

(3) 線路閉鎖区間のき電を停止する。

(転てつ器の遠方操作禁止の原則)

第13条 線路閉鎖区間にある転てつ器を遠方から転換させることは、原則として禁止とする。ただし、転てつ器の機能を確認するなど、列車を進行させる目的以外で行う場合はこの限りでない。その場合は、次の各号のいずれかの方法で行うこととする。

- (1) 現地に配置した者又は現地の作業者と現地の状況を確認しながら転てつ器を操作する。
- (2) あらかじめ線閉登録システムに転てつ器を転換する旨を登録し、関係者と調整を行った上で転てつ器を操作する。

(線路閉鎖工事着手許可等の方法について)

第14条 線路閉鎖工事着手の許可申込及び終了に係る連絡は、線閉工事責任者から総合司令所長への自営PHS等で行うものとする。

- 2 保守作業施行間合に行う線路閉鎖工事着手の許可申込に係る連絡は、駅放送による総合司令所長のき電停止連絡後又は指定時刻後に行うものとする。
- 3 総合司令所長は、き電停止連絡を駅放送に代わりFAX等で行ってはならない。
- 4 線閉工事責任者は、線路閉鎖区間を誤ることがないように細心の注意を払わなければならない。

(保守作業施行間合の列車走行)

第15条 保守作業施行間合に試運転列車や工事列車等を走行させようとする者は、走行させようとする日の前々月の業務調整連絡会議にて調整を行った上で、作業日の7日前までに総合司令所長へ書面で申し込まなければならない。ただし、特別の事情により総合司令所長が緊急に実施することが必要と判断した列車走行については、この手続きによらず実施することができる。

- 2 前項の書面は臨時ダイヤの高速鉄道本部長通知をもって代えることができる。

(線路閉鎖工事終了後の安全確認)

第16条 線閉工事責任者は、線路閉鎖工事が終了した時は、作業責任者に列車等の運転に支障がないことを確認するとともに、作業範囲の建築限界内に支障物がないことを確認した上で、総合司令所長に工事の終了を連絡しなければならない。

- 2 線路閉鎖工事の作業責任者は、跡確認チェックシートを用いて安全確認後でなければ、線閉工事責任者に線路閉鎖工事の終了を伝えてはならない。
- 3 線路を閉鎖して行う請負工事の終了時の安全確認については別に定める。

附 則（令和3年3月31日交通局達第1号）

この達は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和7年1月14日交通局達第1号）

この達は、令和7年1月15日から施行する。